⑹ Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 22 January 2021 (tenders brought with or submitted by mail : 12 : 00 P.M. (noon) 22 January 2021).

⑺ Contact point for tender documentation : Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama shintoshin National Government Building Tower-2 2―1, Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330―9724 Japan TEL 048―601―3151 (ex 2525)

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和２年９月15日

支出負担行為担当官

四国地方整備局長　丹羽　克彦

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　Ａ　令和２－５年度　窪川佐賀道路不破原トンネル工事（電子入札及び電子契約対象案件）

Ｂ　令和２－５年度　窪川佐賀道路平串トンネル工事（電子入札及び電子契約対象案件）

⑶　工事場所

Ａ　高知県幡多郡黒潮町小黒ノ川から高知県幡多郡黒潮町佐賀地先

Ｂ　高知県高岡郡四万十町平串から高知県高岡郡四万十町見付地先

⑷　工事内容

Ａ　工事延長Ｌ＝2,980m、トンネル延長Ｌ＝1,831m、ＮＡＴＭ工法、発破掘削、内空断面積Ａ＝74.6㎡、掘削工Ｌ＝1,824m、Ｖ＝168,000㎥

Ｂ　工事延長Ｌ＝1,640m、トンネル延長Ｌ＝1,337m、ＮＡＴＭ工法、発破掘削、内空断面積Ａ＝91.8㎡、掘削工Ｌ＝1,331m、Ｖ＝156,000㎥

⑸　工期　Ａ　令和６年１月31日まで

Ｂ　令和５年12月25日まで

⑹　使用する主要な資機材

Ａ　コンクリート　約22,490㎥、セメント約3,730ｔ、鋼材　約910ｔ

Ｂ　コンクリート　約22,260㎥、セメント約3,850ｔ、鋼材　約910ｔ

⑺　工事の実施形態

１）本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の適用工事である。

２）本案件は、上記１⑵に示した工事（以下「一括審査対象工事」という。）を対象に一括公告し、同じ競争参加資格確認資料（技術提案書を含む。）により、一括審査する試行工事である。

３）本工事は、一次審査の審査評価点の合計が上位15者（ただし、15者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全てを含む。）以外の競争参加者による入札は無効とする段階的選抜方式の適用工事である。

４）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

５）本工事は、品質確保のための体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

６）本工事は、技術資料等の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札に代えるものとする。

７）本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、落札決定後に発注者に紙契約方式選択書を提出し紙方式（契約）に代えるものとする。

８）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

９）本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

10）本工事は、工事関連データの提供を行う試行工事である。

11）本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

12）本工事は、トンネル覆工コンクリートのひび割れについて長期保証する試行工事である。

13）本工事は、標準歩掛のない歩掛を見積りに必要な図面等に関する質問書の回答期限までに競争参加資格の有る者に対して入札説明書等ダウンロードシステムにより配布を行う。

14）本工事は、発注者が週休２日（４週８休以上）に取り組むことを指定する週休２日試行工事（発注者指定方式（現場閉所））であり、週休２日（４週８休以上）の取得に要する費用について、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率を補正して計上している試行工事である。

なお、発注者が積極的に支援を行い、週休２日（４週８休以上）の達成を目指す「重点モデル工事」である。

また、４週６休以上の現場閉所を実施した場合は、週休２日履行証明書の交付を行う。

15）本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴ技術の全面的活用を図るため、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）を導入し、関係者間協議や情報共有、施工計画の検討、安全性に関わる検討、出来形管理等の施工管理などについてＢＩＭ／ＣＩＭモデルを活用するＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事である。

16）本工事は、土木工事標準積算基準書に定める局特別調査（臨時調査）結果に基づく材料単価の提示を行う試行工事である。

17）本工事は日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて間接費の補正を行う試行工事である。

なお、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施する場合は、「日最高気温が28度以上の日」と読み替える。

18）本工事は、契約数量の一部分を直接工事費に対する率計上により積算する事により、見積り価格の算出に係る当初契約時の時間短縮及び簡素化を目指す試行工事である。

19）本工事は、若手技術者等現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

20）本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事の試行対象工事である。

21）本工事は、一次審査で提出する資料（技術提案は除く）を１枚の簡易技術資料のみとし、一次審査通過者に対してのみ、簡易技術資料の根拠となる資料の提出を求める簡易確認型方式の試行工事である。

22）本工事は、「労務費見積り尊重宣言」（平成30年９月18日一般社団法人日本建設業連合会）促進モデル工事の試行対象工事である。

２　競争参加資格

次の⑴から⑿までの要件を全て満たす者（単体企業）又は⑴から⑿までの要件を全て満たす者により構成される特定建設共同企業体（「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年９月15日付け四国地方整備局長）に示すところにより、四国地方整備局長からＡ「令和２－５年度　窪川佐賀道路不破原トンネル工事」、Ｂ「令和２－５年度　窪川佐賀道路平串トンネル工事」に係る特定建設共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。